

八幡市生活情報センターだより

令和7年9・10月

第72号



マスコットキャラクター
クーリン君



「定期縛りなし」の言葉にご用心！

それは、解約するまで続く定期購入かも！

事例1

「定期縛りなし」のサプリを購入したら、納品書に**次回お届け予定日**が書かれており、定期購入だった。解約したい。

980円でお得にお試し！

「定期縛りなし」で安心！

爆売れのダイエットサプリ！

事例2

「縛りなし」とのSNS広告を見て育毛剤を注文し、代金を支払った。その翌月、再度育毛剤が届き、受取り拒否したところ、後日後払い決済業者から1万5千円を請求された。商品は受け取っておらず、納得できない。



こんなときは・・・

通信販売の場合は、クーリング・オフ制度対象外になるので、**無条件で解約することができません。**



契約前のアドバイス



スクリーンショット！

- ・「定期縛りなし」という記載は「最低購入回数の指定がない契約」「いつでも解約できる定期購入」という意味の可能性が。「**一回限り**」という意味ではない可能性があります。
- ・注文前に「**最終確認画面**」で定期購入が条件ではないか、また**解約の条件**もよく確認しましょう。
- ・「最終確認画面」は、**スクリーンショットで必ず保存**しましょう。

困ったときは・・・

- ・解約条件等に納得できない場合などは、**生活情報センター**に相談してください。

困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟